

令和 8 年 7 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 8 年 7 月 1 7 日（金）

午後 1 時 2 7 分～午後 2 時 1 5 分

場所：分庁舎 6 階 6－5 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和８年７月１７日（金）、分庁舎６階 ６－５会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	落 合 喜 治	１ ５ 番	伊 澤 忠 治
２ 番	小 林 正 幸	１ ６ 番	井 出 茂 康
３ 番	永 野 良 徳	１ ７ 番	漆 原 豊 彦
４ 番	田 代 恵美子	１ ８ 番	北 村 利 夫
５ 番	西 山 弘 行	１ ９ 番	宮 治 政 彦
６ 番	関 根 栄 一	２ ０ 番	安 藤 康 彦
７ 番	齋 藤 義 治	２ １ 番	佐 藤 智 哉
８ 番	井 上 哲 夫	２ ２ 番	澤 野 孝 行
９ 番	上 田 洋 子	２ ３ 番	平 川 勝 昌
１ １ 番	飯 田 芳 一	２ ４ 番	神 崎 享 子
１ ２ 番	三 上 健 一	２ ５ 番	砂 川 耕 介
１ ３ 番	吉 原 豊		
１ ４ 番	加 藤 登		

欠席委員は、次のとおり

１ ０ 番	吉 川 誠
-------	-------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間	上級主査	松 森
事務職員	守 田				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | | | |
|-----|---|-----|-----|--|
| 日程第 | 1 | 議案第 | 22号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 2 | 議案第 | 23号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 3 | 議案第 | 24号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について |
| 日程第 | 4 | 議案第 | 25号 | 特定農地貸付け承認取消しについて |
| 日程第 | 5 | 議案第 | 26号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
について |
| 日程第 | 6 | 議案第 | 27号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
に対する意見について |
| 日程第 | 7 | 報告第 | 9号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて |

開会 午後１時２７分

事務局（山本事務局長） 定刻より少々早いのですが、皆様おそろいですので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催したいと思います。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２４名という形でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） それでは、改めまして、皆さん、こんにちは。

まだまだ梅雨は明けておりませんが、毎日、大変暑い日が続いておりますけれども、午前中の地区協、そして午後の総会と、大変お忙しい中を、農業委員会の総会にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

先月の総会で決定をいたしました農業委員会の意見書を、先日、鈴木市長に提出をまいりました。また、今月の７日には、黒岩県知事に、神奈川県農業会議の意見書を提出をまいりました。

鈴木市長には、ビニールハウスの張り替えの援助の継続ですとか、あるいは暑さ対策ということで、熱中症対策に万全を期していただくようお願いをまいりました。

黒岩知事にも、同じように熱中症対策ということで、県からもいろいろな対策をお願いしたいということを申し上げてまいりました。

この熱中症対策ですが、各業種の中でも農業者の被害が一番大きいということが報道されております。数字的に見ましても、就業者１０万人当たり１４．８人が熱中症になっている。ほかの業種を見ますと、平均で１．１人ですから異常に高く、また建設業など現場でやっている方々も、熱中症対策というのは非常に大変なのですが、それでも４．５人ぐらいであると。農業者の１４．８人というのは、本当に異常に高い数字でございます。

農業は、どうしても独りでやる作業がかなり多くなりますので、もし熱中症になりますと、大変に重症化することが言われております。皆様も、ぜひ気をつけていただきたいと思います。

そんな関係から、先日の国会の中で、農家の労災保険加入が義務付けられました。今後は、対象になる事業者の方には、多分労災関係の書類が届くと思いますが、これも万が一に備えた保険でございますので、前向きに検討していただきたいと思っております。これは、まあ非常にお金のかかることですが、検討していただきたいなと思っております。

その中で、ちょっと疑問になるのが、農業というと、農繁期に一時的にお願いをしたり、あるいは近所同士で作業を手伝い合う、そういうときに、もし事故に遭った場合には、この労災が、果たしてどのようなことになるのかということは、ちょっと危惧しています。

その辺は、労災ですから、本来であればみんな使えるようにしていただきたいのですが、今のところだめなようでございますので、そういう労災の資料が届きましたら、皆様、ぜひとも検討をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、7月の総会を開催いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（守田事務職員） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により25番の砂川耕介委員と、2番の小林正幸委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を

上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） それでは、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号 1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4 人。所有面積、4 4 6 a。耕作面積、4 0 2 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、獺郷の 1 筆。地目、畑。地積、1, 0 9 3 m²。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号 2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、5 人。所有面積、7 4 a。耕作面積、7 4 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原、1 筆。地目、畑。地積、8 8 6 m²。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 について意見を求めます。

1 2 番、三上委員。

1 2 番（三上健一委員） 資料は 1 ページをお開きください。

本件の申請地は、市道 大庭獺郷線にある「獺郷公民館前」の交差点から南西に約 3 0 0 m の土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、打戻でキュウリやサツマイモなどの生産により、農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するのとことです。

申請地については、サツマイモを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

17番、漆原委員。

17番（漆原豊彦委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地は、県道 丸子中山茅ヶ崎線にある「宮原南」の交差点から西に約50mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、宮原でクリやウメ、水稻などの生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、クリ、ウメなどを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第22号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第22号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、本議案について、事務局からの説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原の13筆。地目、田及び田現況畑。地積、合計で4,482.43㎡。内容、一時転用。権利の種類、使用貸借権設定。工事概要、田から畑への造成工事。期間は、許可日から180日間。農地区分は、農用地区域内農地。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

3番、永野委員。

3番（永野良徳委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「戸中橋」から南東に約50mの土地になります。

本件につきましては、造成する土量が多く規模が大きいため、農地法第5条の一時転用許可申請を行ったものです。

本申請地は、農用地区域内農地で、本来は転用できませんが、転用内容が田から畑への造成工事という一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

また、譲受人は、譲渡人の要望により一時的に申請地を借り受け、田から畑への造成工事を行い、工事完了後に畑として譲渡人に引き渡すものでございます。

譲渡人は、農地造成工事後、それぞれトマトやナス、ピーマンや葉ネギ、ト

申請地は、四方ともに高低差があり、周囲から見るとくぼんでおり、東側が畑及び水路、西側が水路及び国土交通省の所有地、南及び北側が畑になっております。

申請地の四方ともに隣地と地盤がフラットになるように隣地の法面に盛土をします。

搬入土量につきましては、 $9,600.80\text{ m}^3$ 、1日当たり10t車で最大20台、搬入する土の成分については、地質分析結果報告書により品質に問題ないことを確認しております。

なお、隣接地と地盤がフラットになる計画であるため、神奈川県砂防課には、盛土規制法の手続きが不要であることを確認しております。

地区協においては、譲受人及び譲渡人と面談し、周辺に残る農地や隣接地に十分配慮することなどについて指導をいたしました。

日程第 3、議案第 24 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証

明願について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、御説明いたします。

議案書は5ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号1。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和6年7月2日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、遠藤の1筆。地目、畑。地積 369㎡。

本申請について、申出人に、買取り申出事由の生じた者の状況確認を行ったところ、亡くなる前まで畑の栽培管理を行っていたとのことでした。

また、申請地を現地調査したところ、野菜等の作付けはされておりませんでした。

以上のことから、買取り申出事由の生じた者が主たる従事者であったものと判断いたしました。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和8年4月10日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、下土棚の8筆及び土棚の2筆の計10筆。地目、9筆が畑、1筆が山林現況畑。地積 9,112㎡。仮換地面積、7,047㎡。

本申請について、申出人に、買取り申出事由の生じた者の状況確認を行ったところ、亡くなる前まで畑の栽培管理を行っていたとのことでした。

また、申請地を現地調査したところ、一部野菜が作付けされていますが、今後、耕作をする予定はないことを確認しております。

以上のことから、買取り申出事由の生じた者が主たる従事者であったものと

以上です。

それでは、本件について、意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

議案第24号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第24号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第４、議案第２５号「特定農地貸付け承認取消しについて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） それでは、「特定農地貸付け承認取消しについて」、説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤、番号1。申請人及び土地所有者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、獺郷の1筆。地目、畑。地積、685㎡。名称 さくら農園。

資料は13ページをお開きください。

本件につきましては、市道 大庭獺郷線にあります「獺郷公民館前」の交差点から北東に約130mの土地になります。

本件については、２００８年から土地所有者が開設し、管理・運営してきた市民農園におきまして、２０２６年４月末日で廃止の旨、申し出があったものでございます。

利用者に対しましては、2025年10月に廃止する旨、告知を行ったとの
ことでございます。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました、

それでは、本件について、意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 25 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第 25 号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 5、議案第 26 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を上程いたします。

なお、本議案、番号 10 については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらく退席を願います。

〔対象委員 退席〕

それでは、本議案、番号 10 について、事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、本議案、番号 10 について、御説明いたします。

番号 10 は、打戻で 98 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第２６号、番号１０について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第２６号、番号１０について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

[対象委員 入室]

それでは、本議案番号１から番号９、番号１１から番号２３について、事務局の説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、本議案、番号１から番号９、番号１１から番号２３について御説明いたします。

議案書は７ページをお開きください。

番号１は、宮原で５８ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号２は、葛原を中心に９１ａを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号３は、葛原で１２ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号４は、菖蒲沢を中心に３４３ａを耕作する方の新規借り受け分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号５は、葛原で９ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、植木を栽培していくとのことです。

番号６は、葛原を中心に２１０ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号７から番号９は、打戻で１８１ａを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

１つ飛びまして、番号１１は、宮原を中心に２２５ａを耕作する方の新規借

受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号１２は、瀬郷を中心に４０５aを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では、植木を栽培していくとのことです。

番号１３は、宮原を中心に５３aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号１４は、石川を中心に３１aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号１５は、遠藤を中心に１３９aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号１６は、大庭を中心に８２aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号１７は、長後で１０aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号１８は、他市で営農しており、藤沢市において、新たに農業を開始する方で、資料は１４ページからとなります。

当該地では、ケイトウやヒマワリ等の花卉を栽培し、経営していくとのことです。

六会・長後地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認をしております。

番号１９は、亀井野を中心に１０７aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号２０は、立石四丁目を中心に２２６aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号２１は、立石四丁目を中心に１０２aを耕作する方の利用権から中間管理への切り替え分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号２２は、大庭を中心に２１９aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号２３は、大庭で４５aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第２６号、番号１から番号９、番号１１から番号２３について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第２６号、番号１から番号９、番号１１から番号２３について、承認することに決定をいたしました。

次に移ります。

日程第６、議案第２７号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、御説明いたします。

議案書は１３ページをお開きください。

番号１は、葛原を中心に３８２aを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

— — — — —

— — — — —
議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第２７号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第２７号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第７、報告第９号「藤沢市農業委員会規程第９条第２項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　それでは、「藤沢市農業委員会規程第９条第２項に基づく報告について」、御説明いたします。

本件につきまして、まず１４ページ、１５ページの番号２、番号３につきまして、地区を「六会・長後」と記載がございますが、「御所見・遠藤地区」と修正をお願いいたします。

そうしましたら、本件につきましては、まず１４ページから１５ページまでが「農地法第３条の３の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が３件、藤鵠・村岡・明治地区が１件、合計４件となっております。

続きまして、１６ページから１７ページが「農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が２件、藤鵠・村岡・明治地区が４件、合計６件となっております。

続きまして、１８ページから２１ページが「農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が１件、六会・長後地区が６件、藤鵠・村岡・明治地区が６件、合計１３件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

井出委員、どうぞ。

16番（井出茂康委員）　ちょっと分からないのですが、15ページの4番の、「持ち分3分の1」の取得というのは、この残りの3分の2は、どういうふうになるのかというのは、それは、こういうときには関係なくていいのかどうか……。

議長（齋藤義治委員） 守田事務職員。

事務局（守田事務職員）　ただいま質問のありました番号４につきましては、共有持ち分３分の１を、本案件記載の相続人の方が取得されましたので、今回、届出がございました。残りの３分の２については、今後届出が提出されると思いますが、３分の１について議案書記載のとおり報告をさせていただきました。

16番（井出茂康委員） それでは3分の2は、また後から出るんですよね。そうしないと、相続が終わらないことになりますよね。違う人が……。

事務局（守田事務職員） おっしゃるとおりですね。

16番（井出茂康委員）　ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第9号を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、7月の総会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時 1 5 分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）